

環境政策

1 環境基本計画の推進

本市では、京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標や個別分野の施策の大綱を示す環境行政のマスタープランとして、「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、本計画の基本施策の1つである「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を推進するため、「京都市環境教育・学習基本指針」（平成29年3月策定）に基づき、あらゆる場において、生涯にわたって間断なく、ライフステージに応じた、質の高い取組が実施されるよう、環境教育・学習の取組の促進を図っているところであり、この中核施設として、京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）に加え、令和元年10月に南部クリーンセンターの環境学習施設「さすてな京都」を開館しました。

2 地球温暖化対策

本市は、京都議定書誕生の地として、世界・我が国の地球温暖化対策を牽引していく重要な役割を担っています。

このため本市では、京都ならではの脱炭素社会の実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例」及び「京都市地球温暖化対策計画〈2011－2020〉」に基づき、「DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか?）」を合言葉に、市民、事業者の皆様と共に、取組を着実に推進しています。

(1) 地球温暖化対策条例の推進

本市では、平成17年4月、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を施行し、平成22年10月には、温室効果ガス排出量を80%以上削減した低炭素社会の実現を目指して条例を全部改正しました。

令和元年5月には、門川市長が日本の自治体の長として初めて、2050年CO₂排出量正味ゼロを目指す覚悟を表明し、「1.5℃を目指す京都アピール」を発表しました。これを受け、低炭素社会から更に進んだ脱炭素社会の実現

に向け、現在「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び「次期京都市地球温暖化対策計画」の策定に向けた検討を進めています。

なお、平成 30 年度の温室効果ガス排出量は、平成 29 年度と比べて 71.9 万トン、10.1%の減少となり、平成 2 年度と比べても 145.1 万トン、18.5%の減少となっています。また、エネルギー消費量については、ピーク時の平成 9 年度から 27.8%の減少となっています。

(2) エネルギー政策

京都市会における「原子力に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」（平成 24 年 3 月）を受け、策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」（平成 25 年 12 月）に基づき、市民、事業者、行政など地域のあらゆる主体が一丸となって「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」の実現に向けた取組を推進しています。

また、門川市長が会長を務める指定都市自然エネルギー協議会では、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、設立以来、毎年国に対する政策提言を行っています。令和元年度は、気候変動対策に危機感をもって取り組んでいくため、自然エネルギーの最大限の導入に向けた目標値の設定やエネルギーシステム改革の推進等について政策提言を行いました。

さらに、持続可能なエネルギー社会の構築に当たっては、電力事業者の役割が極めて重要であることから、平成 24 年度以降、関西電力株式会社に対して、脱原発依存や経営の透明性の確保等の株主提案を行っています。

(3) 再生可能エネルギー等の利用の推進

本市では、2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロの実現に向け、太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を地球温暖化対策の重点施策と位置付けて太陽光発電システム等への設置助成を行い、住宅への普及拡大を進めるほか、一定規模以上の建築物における新築・増築に対して、規定量以上の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付けています。令和 2 年度は、新たに、施設所有者と再エネ事業者のマッチングを図る太陽光発電プラットフォーム事業や需要をまとめることで太陽光発電設備や再エネ電力の価格低減を図るグループ購入事業を実施しています。

また、市民が再生可能エネルギーの普及に関わることができる「京都市市民協働発電制度」及び市有施設の屋根等を民間事業者の有償で貸し出し、事業者自らが資金調達を行い、太陽光発電設備等を設置して発電事業を行う「太陽光発電屋根貸し制度」により、市有施設 37 箇所（合計 1,292.72kW）において発電を行っています。

さらに、地域での再生可能エネルギー普及支援として、右京区嵯峨越畑地域において、農業用水を活用した小水力発電事業の実施に向けた支援を行っています。

(4) 市民による地球温暖化対策の推進

京都議定書が発効した 2 月 16 日にちなんで、毎月 16 日を「環境に良いことをする日」とし、自家用車の使用を控えるノーマイカーデーにするなど、市民や事業者の皆様と共に環境にやさしい取組を実践するとともに、「世界に通用するライフスタイルの京都モデル」を確立するため、ライフスタイルの転換に向けた意識啓発及び実践行動の促進を図っています。

また、環境にやさしいライフスタイルへの転換と地域力の向上が相乗的に進むよう、地域ぐるみで主体的に環境に良い活動（エコ活動）を実践できるよう支援し、「エコ学区」ステップアップ事業に取り組んでいます。

さらに、子どもの視点からライフスタイルを見直し、環境にやさしい暮らしを実践する、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施しています。

(5) 運輸部門における地球温暖化対策の推進

自動車から排出される温室効果ガスを削減するために、まず歩くことや公共交通の利用を促進する政策を進めていくことを基本としながら、車を利用する際には、エコカーへの転換、エコドライブの普及などの施策を推進しています。

さらに、次世代自動車である燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）の普及を促進するため、FCVを活用した体験型水素学習事業の実施、市が主催する環境イベント等でのリーフレットの配布や防災訓練時に非常用電源としての活用方法のPRなど、FCV・EV・PHVの魅力発信に重点的に取り組んでいます。

(6) 自動車環境対策

公害防止だけでなく地球温暖化対策も含めた「京都市自動車環境対策計画(2011-2020)」に基づき「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」、「自動車とかしこくつきあうまち」、「エコカーへの転換が進むまち」の三つの視点に立って、自動車保有台数や走行量の抑制を図ること、電気自動車等(EV, PHV)や低燃費車等のより環境性能の高いエコカーへの転換を目指すこと、エコドライブの実践を図ることなどの取組により、「環境共生と低炭素のまち・京都」と人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実践を目指すこととしています。

(7) 事業者による地球温暖化対策の推進

事業者部門における温室効果ガス排出量削減に向け、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出の義務に加え、本市が総合評価を行い公表する「事業者排出量削減計画書制度」を進めています。

また、電力やガス等のエネルギー使用状況の「見える化」が可能となるEMS(エネルギーマネジメントシステム)の普及や、LED・高効率空調設備等の導入支援等により、事業所の省エネ・節電対策を推進しています。

(8) 国際的な地球温暖化対策の推進

地球規模での温暖化対策を促進するため、本市は環境分野の国際的な自治体連携組織である「イクレイー持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」に参画し、京都市長がイクレイ東アジア地域理事会議長を務めるなど、世界で先導的な役割を果たすとともに、国際会議やシンポジウムの開催、参加を通じて、本市施策の発信、国内外の自治体間で先進的な取組や成功事例の共有に努めています。

令和元年度は、パリ協定の推進に不可欠な温室効果ガス排出量算定のためのガイドライン(いわゆる「IPCC 京都ガイドライン」)が採択されたIPCC第49回総会の開催を支援するとともに、本市主催の総会開催記念シンポジウムを開催しました。

また、「国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)」(スペイン・マドリード市)や「イクレイ東アジア地域理事会」及び「気候変動に関する

るソウルメイヤーズフォーラム 2019」(韓国・ソウル市)等の国際会議にも積極的に参加し、「1.5℃を目指す京都アピール」や本市の環境政策を発信しました。

このほか、世界で地球環境の保全や地球温暖化対策に貢献した方々の功績を顕彰し、地球環境問題に関するメッセージを発信するために、国や京都府、京都商工会議所等と共に、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、毎年、殿堂入り者の表彰等を実施しています。

3 環境保全対策

(1) 総合的な環境保全対策の推進

ア 環境影響評価(環境アセスメント)

大規模な開発事業等の実施に際し、適切な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図るため、「京都市環境影響評価等に関する条例」(平成 11 年 6 月施行、平成 25 年 4 月改正施行)等に基づき、環境影響評価を実施しています。

イ 環境マネジメントシステム

事業活動に伴う環境への負荷を低減させるため、市役所本庁舎等のオフィス系部門における本市独自の環境マネジメントシステム(KYOMS)を運用するとともに、市内の事業者に対し、京都発の環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の促進を図っています。

(2) 生物多様性保全

京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるように、全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し、地域資源をいかした持続的な暮らしや経済活動が行われている社会を目指す「京都市生物多様性プラン～生きもの・文化豊かな京都を未来へ～」(平成 26 年 3 月策定)に基づき、京都の祭りや文化を支えてきた植物等を保全・再生する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」や生物多様性に関する情報を発信するポータルサイト「京・生きものミュージアム」の運用、親子を対象とした自然観察会「親子生きもの探偵団」の開催など、生物多様性保全の取組を推進しています。

(3) 公害対策

ア 環境汚染の状況

大気汚染状況を経年的に見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質とも横ばい又は緩やかな良化傾向にあります。

微小粒子状物質（PM2.5）について、令和元年度の環境基準及び市保全基準の達成率は、平成30年度に引き続き、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局共に100%となりました。

また、河川水質の汚濁状況をみると、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）及び健康項目（カドミウム等26項目）について、基準が定められている全地点で環境基準及び市保全基準を達成しています。

イ 環境汚染防止対策

(7) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（9局）、自動車排出ガス測定局（5局）において大気汚染物質を測定し、テレメータシステムにより、衛生環境研究所において集中常時監視を行っています。また、工場・事業所のばい煙発生施設に対する監視・指導等を行っています。

(イ) 水質汚濁防止対策

水質汚濁の状況を把握するため、22河川42地点で常時監視を行うとともに、工場・事業場排水の監視・指導や、浄化槽による生活排水対策に取り組んでいます。

(ウ) その他

悪臭対策、騒音対策、振動対策、地下水質保全対策、地盤沈下対策、土壌汚染対策等を実施しています。

また、令和2年3月には、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、汚染土砂の搬入による生活環境被害や不適正な土砂等の埋立てによる災害の発生を未然に防ぐため、基準に適合しない土砂の埋立て等を一律に禁止しています。

ウ 公害苦情の状況

令和元年度の公害苦情の状況については、下表のとおりです。

種別	件数（件）	割合（％）
騒音	219	45.4
大気汚染	108	22.4
悪臭	100	20.7
水質汚濁	30	6.2
振動	20	4.1
その他	5	1.0
合計	482	100

4 ごみ処理

資源の有効利用と環境負荷の低減を図る観点から、2R（ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース（発生抑制）」、繰り返し使う「リユース（再使用）」）と分別・リサイクルの促進に取り組んでいます。徹底してごみの減量化を進め、最後に残ったごみは、クリーンセンターにおける焼却処理でのごみ発電及び南部クリーンセンター第二工場に新たに設置したバイオガス化施設での発電によるエネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化を図りながら、適正に処理します。

家庭ごみは、「燃やすごみ」「缶、びん、ペットボトル」「プラスチック製容器包装」を収集しており、有料指定袋制を実施しています。

なお、平成 30 年度からは、バイオマス※ポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を 10% 配合した指定袋を導入しています。

※ バイオマス：生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。燃やすと CO₂ が排出されるが、樹木が成長する際に光合成によって大気中から吸収した CO₂ が大気中に排出されるものであり、差し引きゼロ（カーボン・ニュートラル）とみなすことができます。

(1) 燃やすごみ収集

一般家庭を対象に各まち美化事務所がそれぞれ所管する区域を 2 方面に分割し、月木、火金の曜日の組合せで週 2 回の定曜日午前収集を実施しています。パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えており、また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っています。

(2) 資源ごみ収集

ア 缶，びん，ペットボトル

缶，びん，ペットボトルは，週 1 回の定曜日収集を行っています。分別収集した缶，びん，ペットボトルは，「南部資源リサイクルセンター」と「北部資源リサイクルセンター」に搬入し，選別，異物除去，圧縮の中間処理の後，再資源化事業者へ直接売却又は日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ引き渡し，リサイクルしています。

イ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は，週 1 回の定曜日収集を行っています。収集したプラスチック製容器包装は，「西部圧縮梱包施設」と「横大路学園」に搬入し，異物除去，圧縮梱包の中間処理の後，日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ引き渡し，リサイクルしています。

ウ 小型金属類・スプレー缶

鍋，やかん，フライパン等，最長部分がおおむね 30cm 以下の小型金属類及びスプレー缶の分別収集を資源ごみ収集定点において月に 1 回実施しています。また，月に 2 回，区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した小型金属類をアルミと鉄に選別した後，再資源化事業者へ直接売却しています。

エ その他定期収集以外の資源ごみ回収

市民の皆様が身近に資源物を排出できる環境づくりを目指し，市の定期収集とは別に，行政施設，商業施設等に設置した「資源物回収拠点[※]」や，公園，学校などに出向いて資源物や有害・危険ごみの回収を行う「移動式拠点回収事業[※]」において，使用済てんぷら油，蛍光管，リユースびん（一升びん，ビールびん），乾電池，紙パック等の全 18 品目の資源物を回収し，リユース・リサイクルを進めています。

また，使用済てんぷら油については，行政施設等に加え，市民の皆様の御協力の下，地域に回収拠点を設け回収しています。古紙類・古着類については，コミュニティ回収などの市民の皆様の主体的な分別を促進する仕組みを拡充しています。

「資源物回収拠点」及び「移動式拠点回収事業」の回収品目は、次の表のとおりです。

	資源物回収拠点				移動式 拠点回収
	エコまち ステーション	まち美化 事務所	上京 リサイクル ステーション	行政施設、自 治会館、商業 施設 など	
	15 品目	16 品目		—	
・古紙 ・雑がみ ・古着類	○ (月に2回)	○	○	—	○
・紙バック ・蛍光管 ・小型家電	○	○	○	○	○
・ボタン電池 ・水銀体温計 ・記憶媒体類 ・使い捨てライター	○	○	○	—	○
・刃物類	—	○	○	—	○
・陶磁器製の食器 ・せん定枝	—	—	—	—	○

(3) 大型ごみ収集

一般家庭から排出される不用となった家具類や電化製品等の大型ごみは、電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っています。

なお、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、大型ごみ収集の対象から除外しています。

(4) 犬、猫等の死体

犬、猫等の死体は、電話申込みにより有料で専用車による収集を行っています。

(5) 精霊送りの供物収集

お盆の精霊送りの供物などを川へ流す風習がありましたが、環境衛生上好ましくないため、寺院、保健協議会の協力を得て、市内約 600 箇所供物受納場所を設け、特別収集を行っています。

(6) 年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみを収集処理するため、年末年始の間は、定期収集作業を年末年始収集作業に切り替え、特別作業を行っています。また、この間、各家庭の収集日が変わるため、お知らせビラなどで周知徹底を図っています。

(7) 街頭ごみ容器のごみ収集

「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」に基づく美化推進強化区域を中心に設置している街頭ごみ容器（普通ごみ及び缶・びん・ペットボトルに分別）のごみを毎日収集しています。

(8) 不法投棄ごみ収集

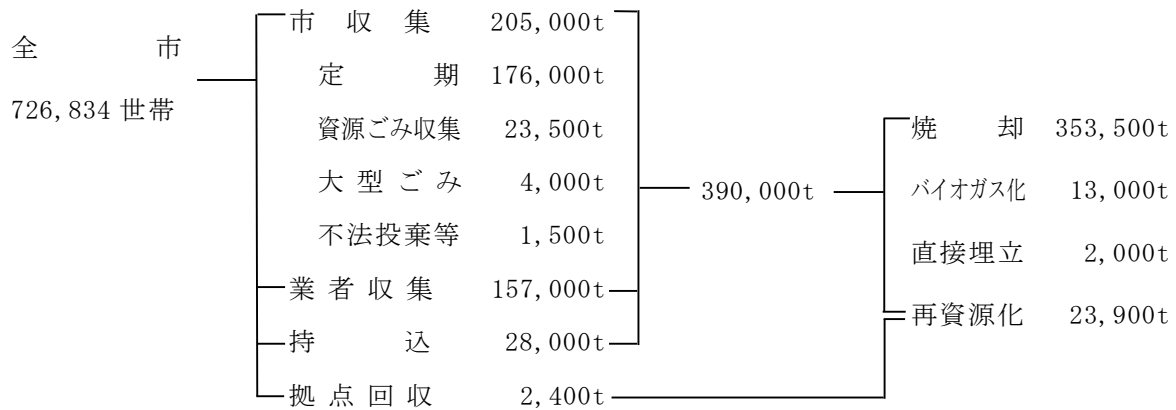
不法投棄の常習地でのごみの散乱防止のための啓発，パトロールを実施するとともに，市内各所に不法投棄されるごみを撤去しています。

また，繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に監視カメラを貸し出すなど，不法投棄がされにくい環境づくりを進めています。

(9) ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ，資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として，玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施しています。ごみの排出がない場合，登録された連絡先への連絡や，希望される方にはインターホンによる声掛けを行っています。

(10) ごみ処理計画（令和2年度）



注：世帯数は，令和2年4月1日推計

(11) 中間処理

燃やすごみ等の可燃ごみはクリーンセンターで焼却し、焼却残灰及び直接搬入されたごみのうち、陶磁器等の不燃ごみは埋立処分をしています。

なお、クリーンセンターでは、ごみ焼却の際に発生する熱により発電を行い、さらに南部クリーンセンター第二工場においては、生ごみをバイオガス化し、ガスエンジンを動かし発電を行うことによって施設内や関連施設の電力を賄うほか、余剰の電力は電気事業者に売却しています。

ア クリーンセンター

(7) 焼却施設

種別	クリーンセンター	南部クリーンセンター 第一工場	南部クリーンセンター 第二工場	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地		伏見区横大路八反田 29 番地		左京区静市市原町 1339 番地	右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
敷地面積		16.3 ha ※1		27.2 ha ※2	9.5 ha ※3
稼働開始時期		昭和 61 年 6 月	令和元年 10 月	平成 13 年 4 月	平成 19 年 1 月
総工費		199 億 8,000 万円	315 億 2,000 万円	506 億 1,000 万円	320 億 200 万円
焼却能力		600t/24h	500t/24h (バイオガス化施設 60t/24hを併設)	700t/24h	400t/24h

※1 第一工場及び第二工場（焼却施設、選別資源化施設、バイオガス化施設、「さすてな京都」）だけでなく、横大路学園、南部資源リサイクルセンター、廃食用油燃料化施設、伏見まち美化事務所、消防ヘリポート等を含む。

※2 破碎施設を含む。

※3 再資源化施設を含む。

(イ) 破碎施設

種別	クリーンセンター	南部クリーンセンター 選別資源化施設	東北部クリーンセンター 破碎施設
所在地		伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地
稼働開始時期		令和元年 10 月	平成 13 年 4 月
総工費		※	※
型式		高速回転式破碎機 縦型切断機	多軸式低速回転破碎機
能力		180t/6h (縦型高速回転破碎機 140t/6h 縦型切断機 40t/6h)	80t/6h

※ 焼却施設を含む。

イ 再資源化施設

(7) 選別・圧縮施設

種別	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
	南部資源 リサイクル センター	北部資源 リサイクル センター	西部圧縮 梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路 千両松町 477 番地	右京区梅ヶ畑 高鼻町 27 番地	西京区大枝 沓掛町 26 番地	伏見区横大路 千両松町 277 番地
敷地面積	※1	※2	8.7 ha	※1
稼働開始時期	平成 11 年 4 月	平成 19 年 1 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 12 月
処理能力	60t/5h	40t/5h	60t/15h	20t/5h

※1 南部クリーンセンターの一部

※2 北部クリーンセンターの一部

(1) その他

種別	廃食用油
	廃食用油燃料化施設
所在地	伏見区横大路千両松町 477 番地
敷地面積	※
稼働開始時期	平成 16 年 6 月
処理能力	5,000ℓ/日

※ 南部クリーンセンターの一部

(12) 最終処分（埋立処分地）

焼却残灰や不燃ごみの最終処分地として、東部山間埋立処分地（埋立容量約 450 万 m³）を平成 12 年度から供用開始するとともに、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）に参画しています。

(13) ごみの減量，分別・リサイクル

ア ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）及び「新・京都市ごみ半減プラン-京都市循環型社会推進基本計画-」の推進

本市では，市民の皆様，事業者の皆様のご理解と御協力により，ごみ減量の取組を実施してきましたが，依然として，ごみの処理には巨額の費用を要していること，また，本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く使用することをはじめ，より一層，資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図るため，ごみの減量を加速させる必要があります。

そこで，平成 27 年 3 月に「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を，2R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とした条例へと改正（愛称：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」，平成 27 年 10 月施行）し，分別について，「協力」から「義務」に引き上げるとともに，2R を中心としたごみ減量に関する市民の努力義務（事業者に対しては実施義務及び努力義務）を定め，2R を特に重要なごみ減量の取組と位置付けました。また，この条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を策定し，市民，事業者の皆様と共に「しまつのこころ」「もったいない」といった京都らしいライフスタイルへの更なる転換と定着を図っています。

<主な数値目標と取組実績>

ごみの市受入量は，令和元年度は 40.9 万トン（対前年度比△0.2%）と，ピーク時（平成 12 年度）から半減となり，19 年連続で減少しています。また，1 人 1 日当たりの家庭ごみ量は，令和元年度は 396 グラムと，他の政令市平均の 4 分の 3 と大都市の中で最もごみの少ないまちとなっています。

(単位：万トン)

	平成 25 年度 (実績)	平成 30 年度 ^{※3} (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (目標)
ごみの市受入量	47.2	41.0	40.9	39
ごみ焼却量 ^{※1}	44.4	38.3	38.2	35
食品ロス排出量 ^{※2}	6.7	6.2	6.1	5
紙ごみ排出量 ^{※2}	14	11	11	10

※1 市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量、バイオガス化によりエネルギー回収される量、直接埋立量を除いた量

※2 平成 12 年度（食品ロス 9.6 万トン、紙ごみ 22 万トン）の概ね半減を目指す。

※3 平成 30 年 7 月豪雨、台風 21 号等による災害ごみ約 6,000t を除く。

イ 家庭ごみの減量，分別・リサイクルの推進

市民，事業者，行政のパートナーシップを基盤とし，全市的にごみの減量・リサイクル活動を推進する「京都市ごみ減量推進会議」のより一層の取組充実と組織強化を図るため，平成 31 年 4 月に（公財）京都市環境保全活動推進協会に統合しました。引き続き，学習会の開催や廃食用油（使用済てんぷら油）の回収，古紙集団回収など，ごみ減量の具体的な活動を市内各地域で実践する「地域ごみ減量推進会議」の活動支援などの取組を推進しています。

また，市民の自主的なごみ減量及び分別リサイクルを推進するため，上京リサイクルステーションや各区役所・支所内に地域における環境行政の総合窓口であるエコまちステーションを設置しています。

さらに，近年のごみ減量ペースの鈍化を受け，手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」や雑がみ等の「リサイクルが可能な紙ごみ」を主なごみ減量のターゲットとし，地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」等の実施による市民啓発やコミュニティ回収制度の拡充等の取組を展開しています。

ウ 事業ごみの減量，分別・リサイクルの推進

事業ごみの減量については，平成 22 年 6 月に排出事業者に対し，事業所から排出されるごみの透明袋による排出を義務化したほか，延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物（約 2,500 件）や市内店舗等の床

面積の合計が 3,000 m²以上の食品関連事業者（約 50 社約 1,200 店舗）に対し、毎年減量計画書の提出を求め、立入調査による減量指導を行い、併せてリーフレット等を活用したごみの減量や適正処理に関する啓発を行っています。

その他の事業所については、紙ごみの分別義務化の徹底をはじめ、事業所内でのごみの分別実施の方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について提案し、事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなどの指導・啓発を行っています。

また、許可業者がごみを収集しているマンションに対しては、平成 22 年 2 月に分別方法等を届け出ていただく制度を創設するとともに、同年 4 月に一般廃棄物処理実施計画に分別ルールを明記する等、管理者や入居者に対する啓発を進めており、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では、管理者等に入居者への分別ルール等の啓発を義務付けました。

また、マンションの管理会社を訪問し、コミュニティ回収制度の利用案内や古紙回収業者による回収を行う等の助言を行うことで新たな古紙回収の実施を強く働き掛けています。

一方、一般廃棄物収集運搬業許可業者（75 業者）に対しては、業者を個別に巡回して調査を実施するとともに、処分基準の明確化、優良事業者の評価制度及び自己 PR 制度を推進しています。また、クリーンセンターにおいて搬入物検査等を実施し、それを基に許可業者や排出事業者へ啓発・指導を行い、分別収集・分別排出の強化に取り組んでいます。

その他、観光分野における取組として、修学旅行生をターゲットとし、環境にやさしい 3 つの取組（①宿泊施設の使い捨て歯ブラシを使わないこと、②できるだけ簡易に包装された商品の購入やレジ袋をもらわないこと、③宿泊先で出された食事をできるだけ食べきり食べ残しを出さないこと）を宣言した学校に対してエコバッグを提供し、環境にやさしい観光、修学旅行を実践していただく「京都エコ修学旅行」を平成 28 年度から実施し、本市が促進している 2R を全国に発信しています。

エ 令和 2 年度の新たな取組

(ア) 使い捨てプラスチック削減に向けた取組

使い捨てプラスチックごみ削減に向けては、令和元年 10 月に取りまとめた「京都市プラスチック資源循環アクション～プラスアクション 12～」に掲げた各種取組を早急かつ強力で推進しています。

レジ袋有料化義務化の円滑な導入に向けては、これまでの取組成果や経験をいかしながら、市民・事業者への周知チラシの配布、事業者へのダイレクトメール送付やオンライン説明会の実施などの各種啓発により、市民の理解の向上及び実施に向けた事業者との連携を図っています。

また、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製の飲料容器の削減のため、本市施設や地域におけるイベント等において、水道直結式の給水機を「給水スポット」として設置することで、マイボトルの利用を更に促進しています。

さらに、飲食店からの宅配やテイクアウトの利用が増加したことで、家庭から排出される使い捨て容器等のプラスチックごみが増加傾向にあることから、この発生抑制等に取り組む事業者の支援及び発生抑制・分別の徹底のための周知・啓発を新たに実施しています。

(イ) 食品ロス削減に向けた取組

本市では、「京都市フードバンク等活動支援助成制度」等の取組に加え、平成 30 年度から毎年 10 月を「食品ロス削減月間」と位置付け、様々な広報媒体を活用した啓発活動を展開しています。

京都市フードバンク等活動支援助成制度については、令和 2 年 4 月に名称を「京都市フードバンク団体等による食品ロス削減に資する取組支援助成制度」に改め、これまでの助成に加え、知名度向上や寄付先確保に係る経費の全額を助成するなど、フードバンク団体への支援内容の拡充を図りました。

また、飲食店・宿泊施設、食品小売店を対象とした食べ残しゼロ推進店舗認定制度は、同様の取組を実施している政令市の中で、最大規模の 1,570 店舗（令和元年度末、飲食店・宿泊施設版：1,069 店舗、

食品小売店版：501 店舗）となっており，今後も更なる取組拡大を図ります。

さらに，令和元年度から食品スーパー・百貨店 47 事業者 235 店舗で食品の販売期限延長の取組を実施しています。令和 2 年度は，コンビニエンスストアやドラッグストア等，他の食品小売店に対しても働きかけを行っており，更なる取組拡大を図ります。

(ウ) 一般廃棄物収集運搬業許可業者への廃棄物計量装置導入支援

一般廃棄物収集運搬業許可業者を対象として収集運搬車両への計量装置導入に要する経費の一部補助を行い，計量パッカー車を普及させることで事業所ごとのごみの排出量把握を可能とします。これにより，収集運搬料金を現在主流の定額制から，実際の排出量に応じた料金体系に誘導し，収集運搬料金の削減をインセンティブとして，排出事業者がごみの削減に取り組むよう促します。

(14) 「世界一美しいまち・京都」の推進

本市では，「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」（空き缶条例）に基づき，飲料容器の散乱防止に取り組んできました。

その後，たばこの吸い殻など，飲料容器以外のごみの散乱も目立つようになってきたことから，まちの美化を積極的に推進し，飲料容器に係る資源の有効利用を促進していくため，空き缶条例を全部改正し，「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（美化推進条例）として，平成 9 年 8 月から施行しました。

同条例では，市民や事業者による自主的な美化活動への支援制度，散乱の原因となる投棄行為の禁止及び美化推進強化区域内での投棄行為に対する罰則規定などを盛り込んでいます。また，資源の有効利用の観点から，自動販売機により飲料を販売する事業者に対し，自動販売機の届出及び回収容器の設置を義務付け，違反者に対する罰則規定を設けています。

さらに，飲料，たばこ等の各関係企業・団体等で構成する京都市まちの美化推進事業団において，美化推進強化区域での定期的な清掃活動や美化啓発活動をはじめ，啓発ポスターの作製や啓発看板の設置などを実施しています。

(15) 産業廃棄物処理指導の推進

産業廃棄物の適正な処理や減量化・再生利用等を促進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、排出事業者・処理業者の指導監督を行っています。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに、必要な場合には速やかに原状回復させるため、法をきめ細かに補完した「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定（平成16年4月1日施行）し、市民生活の安全確保及び美しい自然環境の保全を図っています。

「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」（平成23年3月策定）に基づき、循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立に向けて、排出事業者・処理業者に対する規制だけではなく、これまでも増して、①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること、②優良な処理業者の育成を図ること、③市民の産業廃棄物に対する正しい理解を促進することが重要であるとの認識のもと、各種取組を進めています。

5 し尿収集処理

(1) し尿収集

本市では、公共下水道整備による水洗化の進捗により、年々、し尿収集世帯数は減少していますが、し尿を衛生的に処理するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道未整備区域である山間部を中心として、約2,100世帯（令和2年3月現在）を対象に、し尿収集を実施しています。

また、このほかに、市内各地の工事現場等に設置される仮設トイレのし尿収集を実施しています（年間約3,500件）。

(2) し尿処理

収集したし尿は、公共下水道へ適切に放流するための水質基準に適合するよう破碎、希釈等の前処理を行った後、公共下水道へ放流し、水環境保全センターにおいて終末処理を行っています。